

令和5年度 第74回 定時総会 議案書

日時：令和6年6月4日（火）

場所：ホテルロイヤルクラシック大阪

74回定時総会

議案審議題目

- ① 1号議案 令和5年度事業報告 P 2～P 6
- ② 2号議案 令和5年度収支決算報告 P 7～P 9
(5年度予算・実算) および 監査報告 P 9
- ③ 3号議案 令和6～7年度役員候補承認の件 P 10
- ④ 4号議案 令和6年度事業計画案 P10～P11
- ⑤ 5号議案 令和6年度収支予算案 p7～p9 (6年度予算案)

なんさん通り商店会

第 74 回定時総会資料

1. 令和 5 年から令和 6 年への経済動向

2023（令和 5）年度は、2021 年の新型コロナウイルスのパンデミックから立ち直りに示された世界の経済成長の 6.％には及ばないと予想されていたが、2022 年には 3.2％へとそして 2023 年度には 2.7％とやはり鈍化傾向が続いているようです。主要因はロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー資源の値上がりによる世界的なインフレでしょう。2021 年の 4.7％、2022 年には 8.8％にまで達した急激なインフレが世界経済の大きな足かせになっています。2023 年度もユーロ圏で 6.8％アメリカでは 3.5％と欧米諸国での高金利政策が功を奏しているように思えますが、この高インフレが落ち着くのは 2024 年の後半からだと言われています。唯一先進国の中で急激なインフレの侵攻を受けていなかった日本でも 2022 年後半から食料品を中心に値上がりが続き、2023 年にはついに値上げが物価全体に及び、長年のデフレを脱却しインフレへ転換した事が報じられています。物価の 3～4％の上昇は実に 40 年ぶりとか・・・さらに、2023 年の 10 月初旬に起こった中東情勢の悪化はエネルギー（石油・天然ガス等）を中心にインフレ圧力が強まることが予想されています。ここにきて日銀もついにゼロ金利政策を解除し普通の金融政策へ戻ることを示しましたが、市場はそれにまともに反応せず、4 月末では、円安がさらに進行し 1 ドル 155 円台から 159 円をうかがうという 40 数年ぶりの円安へ傾いています。海外の国々のインフレと相まってこれ以上の円安になれば、好調なインバウンドをさらに押し上げる要因にはなるでしょうが、今度は輸入飼料や輸入食品・輸入資材等が跳ね上がり結局は欧米なみのインフレに巻き込まれる可能性が高くなると予想されます。いずれにせよ 2024 年～2025 年までは人手不足と賃金上昇、原材料の値上がりによる急速なインフレが進む要因も抱え込んでいます。賃金上昇や原材料の価格 UP がうまく好循環をもたらせてくれるならば期待の持てる経済情勢になると思いますが・・・

2. 令和 5 年度なんさん通り商店会の活動

当商店会は、商店街の活性化をはかる方策の一つとして『なんば駅前広場』の構築による新たな街づくりの提案を行い、周辺町会や周辺商店会、近隣の主要企業や町会等 26 団体と連携し、「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を設立し 2011 年より積極的に活動を展開してまいりました。2017 年 3 月に「なんば駅前周辺道路空間の再編に関わる基本計画」が、学識経験者・大阪市・大阪府・大商と協議会の官民共通の計画として承認されました。そしてその後、その実現に向けて協議会より委嘱を受けた『なんば広場マネジメント法人設立準備委員会』（南海電鉄(株)・(株)高島屋・戎橋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会・(株)マルイ・現在計 5 者）を中心にして行政を始め様々な関係方面と調整協議を行ってまいりました。様々な社会情勢（特に高齢者による歩道乗り上げ死亡事故の多発や新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等々）により計画を大きく変更せざるを得ず、新型コロナウイルスによるパンデミックの影響で計画より 2～3 年は遅れましたが、昨年 11 月にはついに広場部分の仮（第 1 次）オープンをすることができました。現在は将来に渡ってこの広場が

維持管理運営できるか？ということを実験的に実証する為に、利活用の在り方や環境維持の在り方、そして維持管理の為に収支が永続的にキチンと取れるか？等々を社会実験として実施中であります。

本年の秋頃迄にはなんさん南北通りの北側（広場から難波センタービル間）が完成いたします。そして来年の4月（万博開幕）迄にはなんさん南北通りの南側（難波センタービルから難波中2丁目交差点間）迄、全てが完成します。

また昨年11月の広場仮オープンとほぼ同時期に、なんさん南北通りの『建築協定』が発効いたしました。南北通りの店舗の皆様には少々お手間をおかけいたしますが、**街路の景観を守り、賑わいを維持する為の重要な取り決め**です。これにより事務所ビル、アパート（マンション）駐車場等によりにぎわいが寸断されることなくかつ、風俗営業等による街の治安悪化を招くことなくより安全で安心な街路が作られ、『なんば広場』に続く大阪の玄関口として、世界に誇れる街路が出来るでしょう。

また先日なんさん通信や難波千日前・日本橋まちづくり協議会の広報でもお知らせいたしました。先月（3月28日）の臨時総会で**東西通りの一方通行**が決議されましたので今後は大阪市へ事業化に向けた協議を加速させてゆきます。本年度中に概要設計を行って頂きながら残されている課題を詰めてゆき来年度は詳細設計を行って頂き、2026年度から4年間の工程で工事を開始していただければ・・・という目標でこの事業を推進してゆく計画です。

■会員数の状況(令和6年4月1日現在) 会員店舗 89 店舗社 （令和5年度退会2店舗社・新規加入3店舗社）

令和5年度新会員

OGIRAFULL OI DOL MAGIC FANTAZI ○マクドナルドなんさん通り店

令和5年度退会会員

●TORQUE ●アクセスチケット大阪灘波なんさん通り店

敬称略

第1号議案 令和5年度事業報告

1 総会

△ 令和5年度第73回定時総会 於 スイスホテル 令和5年6月6日

出席会員 29 会員 議決権行使会員 26 会員 委任状提出会員 20 会員 （参加会員数 75 会員/総会員数 88 会員中）

議案

- ① 1号・2号議案 令和4年度事業報告並びに収支報告・監査報告
……原案通り可決承認

- ② 3号・4号議案 令和5年度事業計画案・令和5年度収支予算案について
……原案通り可決承認

2 役員会

- ① **令和5年4月28日 第1回役員会** 於 商店会事務所
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・安全安心にぎわいのまちづくり協議会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会
 - 2) 令和4年度総会の日程と場所の確認
 - 3) 令和4年度第73回定時総会提出の議案（案）の審議
 - 4) 難波千日前・日本橋まちづくり協議会の設立と発足総会について
- ② **令和5年5月26日 第2回役員会** 於 商店会事務所
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人準備委員会・幹事会・浪速区商連常任理事会（大阪市商連常任理事会）開催報告・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会
 - 2) 難波千日前・日本橋まちづくり協議会設立総会にむけて概要確定
- ③ **令和5年6月23日 第3回役員会** 於 商店会事務所
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会、総会報告・中央区商連常任理事会・総会報告・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会・難波千日前日本橋まちづくり協議会設立総会報告
 - 2) 令和4年度あきないグランプリ推薦店舗について（中央区 そば道・GIRAFULL 浪速区 ドスパラ・大興寿司（敬称略）
- ④ **令和5年7月28日 第4回役員会** 於 商店会事務所
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会、報告・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会—放置自転車問題名古屋市研修報告）
- ⑤ **令和5年8月25日 第5回役員会**
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・ミナミまち育てまちづくり委員会報告）
 - 2) 中央浪速消防署による合同防災訓練の実施決定
- ⑥ **令和5年9月29日 第6回役員会**
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商店会連盟・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
 - 2) 10/23より日本橋まちづくり委員会啓発活動復活について。
 - 3) 10/26 好きやねんミナミクリーンアップ運動終了後千日前交番連絡協議会キャンペーンの実施について
 - 4) 2023 夢まちロード大阪秋バージョン（10/25）の参加確認
- ⑦ **令和5年10月27日 第7回役員会** 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（あんまち協議会臨時総会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商店会総連盟）常任理事会報告・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 2) 11月22日なんば広場オープニングセレモニーについての説明と役割分担
- 3) 11月25日・26日道頓堀フェスタについて（特になんさん通り北側の使用について）

⑧ 令和5年11月24日 第8回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会・中央商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 3) 役員忘年会 各地域・関連断端新年互礼会の出席分担

⑨ 令和5年12月22日 第9回役員会 於 そば道

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 2) 大阪市商連のあきないグランプリに中央区より『そば道』浪速区より『大興寿司』さんが優秀店舗にノミネイト報告

⑩ 令和6年1月23日 第10回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（法人設立準備委員会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 2) 役員改選年度日程審議

⑪ 令和6年2月27日 第11回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場幹事会・浪速区商連（大阪市商連）・ミナミまち育てネット）
- 2) 総会について 日程 6月4日（火） ロイヤルクラシックホテルにて開催

⑫ 令和3年3月28日 第12回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場幹事会報告・あんまち臨時総会報告・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会報告・ミナミまち育てネットまちづくり委員会報告）
- 2) なんさん通り商店会事務所の移転について。（広場マネジメント会社設立準備委員会との共同使用を目的とした事務所の拡張について）

3 美化・清掃活動

・かたづけ隊活動

原則として毎月第1火曜日の定期活動を実施。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響と雨天の影響をうけて《5月『ゆめまち合流にて実施』、11月『ゆめまち合流にて実施』7月・3月雨天中止》（11月は『ゆめまちロード』に合流実施。）で7回実施。毎回同日午前10時より清掃活動を実施一回当たり平均10～12人の方が参加。大阪市建設局、中央区役所、大阪市環境局の職員、南・浪速警察署も参加し、清掃活動以外にもはみ出し陳列・はみ出し看板の是正指導も実施。総勢では約30～40人の参加

・サイクル・サポーター活動(不法駐輪対策)

各月共、南海難波駅周辺となんさん通り（南北・東西含）に於いて、月に1回～2回

(14 時～と 18 時～) 基本的には当商店会の役員および会員のボランティアにて実施。昨年度は特にミナミまち育てネットのまちづくり委員会が中心となり建設局(企画部・放置自転車対策室・市岡工営所・中央区役所・御堂筋沿線協議会・広場マネジメント会社設立準備委員会(マルイ・戎橋筋商店街・なんさん通り商店会)がミナミ広域での**放置自転車対策**に乗り出し 11 月には『リアル撤去』をミナミ限定で開始され、続いて『集中撤去』等が実施されました。

広場からなんさん通りにかけては若干放置自転車の減少がみられた。今後は官民一体となってミナミ広域での放置自転車対策を推進してゆくこととなります。特に今後『なんば広場』とそれに続くなんさん南北通りでの自転車走行を禁止し、『おしチャリ化』の運動を進めより安全で安心な街路づくりに向かってゆくつもりです。

4 近隣商店会・行政との協働活動

(1) 美化・清掃・防犯活動

① **ゆめまちロード OSAKA なんば**…5 月 16 日(戎橋筋商店街振興組合主催) 10 月 25 日に(なんさん通り商店会主催)にて実施。

なんば地区の環境美化改善のため、これまで単独で行っていた取り組み(かたづけ隊)を隣接商店街や企業と協働で行い、効果を最大限に発揮しようとする清掃活動です。不法看板、放置自転車、ポイ捨て防止活動も加えて実施しています。参加団体は行政も含み 18 団体です。参加者については毎回 120 名を超える方々に参加いただいております。(役員・会員多数参加)

② **ミナミクリーンアッププロジェクト【ミナミべっぴんプロジェクト】**…

一昨年は新型コロナ感染影響を為中止となりました。過去既に 7 回実施され『ミナミを美しく、安心して歩ける街にしよう』を目的に集まったミナミの商店会等の諸団体、ミナミで働く人がいる企業の事業所、大阪市や大阪府の行政機関、さらにはミナミを愛する企業約 60 社や一般参加のボランティア有志約 300 名の総勢 900 名以上の皆様がミナミまち育てネットの呼びかけで、毎年 10 月中旬～下旬の午前 10 時より一斉に清掃活動、不法放置自転車への啓発活動、たばこのポイ捨てへの啓発活動等に取り組んでいます。昨年はなんば広場オープニングの関係で 12 月 2 日(土)に実施。

③ **安心でっせミナミ・すきやねんミナミクリーンアップ PR 合同キャンペーン**

中央区商店会・ミナミ地区自治会・なんば周辺の企業等 85 団体が集まり大会宣言を採択後 4 コースに別れパレードをくりひろげ、通行人にミナミの安全安心とクリーンを訴えていく運動に参加しています。4 月と 10 月に実施。昨年は 10 月 26 日に行なわれましたがこのパレード終了後、裏なんば地区を中心にデモを行い、はみだし営業や放置自転車の啓発活動を行いました。(役員 5 名参加。)

(2) 街づくり活動

④ 《**なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会**(なんば周辺の町会・商店会・企業その他計 26 団体)》による『**なんば駅周辺道路空間再編事業**』

おかげさまで、『なんば広場』の第1次仮オープンを昨年11月23日に迎えることができました。現在はその検証とともに大阪府警察との協議を行っております。そしてその後はなんさん南北区間の工事が進められており来年（2025年4月竣工をめざして工事が進められております。その間広場を運営する法人が大阪市（計画調整局や建設局）とのへの参加や我々が結成した法人により運営がスムーズに行なわれる為の収支構造の計画を行っていかねばなりません。そして来年2023年の夏頃には広場が仮オープンし、そしてその後なんさん通り商店街の南北通りの無電柱化や歩道拡幅工事に入り2025年の春、大阪関西万博のオープンに合わせて、なんば広場となんさん南北通りが完成する予定で事業が推進される予定です。

⑤ ミナミまち育てネットワーク

当商店会はまちづくり委員会に所属し毎月1回ミナミのまちづくりの為の研究や協議に参加。関空（株）やJR西日本（株）、近畿日本鉄道（株）等々も参加されておりミナミを取り巻くいろいろな情報を頂けています。昨年は『放置自転車問題』・『まちなかプレイス』・『万博関連ワークショップ』等々でいろいろな課題をクリアにして行ってなんさん通り商店会にとっては幅広い情報の窓口になっています。

(3) その他近隣商店会・団体等へのイベント協力・共同の取り組み

令和5年10月15日 浪速区民祭り開催への協力)

令和5年11月3日～令和6年2月18日「大阪光マッセ」イルミネーションへの協賛

5、両区常任理事会・総会その他互礼会

大阪市商店会総連盟 総会・常任理事会（浪速区商店会連盟として参加） 会長・事務局
中央区商店会連合会 総会・常任理事会（4回出席） 会長・副会長
浪速区商店会連盟 総会・常任理事会（8回出席） 会長・事務局
みなみまち育てネット 総会・街づくり委員会（12回出席） 会長・事務局

6、慶弔関係

合資会社 紀州屋 代表取締役 泉 利恒 様 享年 95 才 9月 2 日 ご逝去

(株)川西厨房 川西 陽之 様 享年 85 才 2月 10 日 ご逝去

大阪市商店会総連盟理事長・中央区商店会連合会会長 千田 忠司 氏 旭日双光章受章

第2号議案 令和5年度決算報告(案)

① 令和5年度決算表		② 令和6年予算(案)			
収入の部		5年度予算案	5年度実算	6年度予算案	備考
現金・預金	前年度繰越金(定期預金)	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
	前年度繰越金(普通預金)	18,796,340	18,796,340	17,816,481	
	前年度繰越金(現金)	42,117	42,117	33,256	
	預け金(保証金)	136,080	136,080	136,080	
	①現金預金合計	38,974,537	38,974,537	37,985,817	
会費	a.次年度会費前受金	1,842,000	1,842,000	1,587,000	
	b.会費	5,400,000	5,590,000	5,900,000	
	c.前年度未収会費回収分	48,000	12,000	27,000	
	②当年度会費計(a+b+c)	7,290,000	7,444,000	7,514,000	
	③本年度・繰越未収会費	0	36,000	27,000	
その他収入	受取利息(定期)	1,000	477	1,000	
	臨時会費	50,000	56,000	50,000	総会・互礼会 会費
	寄付金	100,000	850,000	100,000	
	助成金			500,000	
	広告収入	2,000,000	1,700,000	1,200,000	バナー広告
	雑収入	10,000	48,974	10,000	
	浪速区商連業務受託	420,000	420,000	420,000	浪速区商連事 務局経費
	④その他収入計	2,581,000	3,075,451	2,281,000	
調整	⑤駅前協議会立替金戻し	0	0	0	
	⑥共同販促立替金戻し	0		0	
当年度純収入計	(②+④)	9,871,000	10,519,451	9,795,000	
当期収入合計	((①+②-a+④+⑤)+⑥)	47,003,537	47,651,988	46,193,817	

支出の部	5年度予算	5年度実算	6年度予算	備考
総会費	600,000	584,585	600,000	
スイスホテル(会場費・宴会日)	600,000	584,585	600,000	
議案書印刷代		0		コピー対応
事業費	4,500,000	6,050,503	4,850,000	
設備補修(タイル・街路灯)	50,000	0	200,000	
会員新年互礼会・役員懇親会	100,000	105,370	100,000	
会議費(貸室・お茶)	20,000	36,380	20,000	
ホームページ管理料(プロバイダー含む)	310,000	257,738	300,000	
街路灯電灯代	240,000	162,953	150,000	
保険代	30,000	26,700	30,000	
なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会会費	250,000	275,000	550,000	広場運営会社分担金
特別事業	2,500,000	5,000,000	2,500,000	
販売促進事業費(MAP更新)	1,000,000	186,362	1,000,000	
事務局費	3,900,000	3,937,263	4,100,000	
事務所家賃・共益費	900,000	941,924	1,100,000	
通信費	200,000	194,778	200,000	郵便・電話・ネット
人件費	2,500,000	2,449,600	2,500,000	
事務用品費	300,000	350,961	300,000	
会費	345,000	346,320	345,000	
中央区商連合会会費	160,000	154,800	160,000	
浪速区商店連盟会費	140,000	146,520	140,000	
ミナミまち育てネットワーク会費	30,000	30,000	30,000	
大阪商工会議所会費	15,000	15,000	15,000	
交際費	410,000	278,000	396,000	
市商連・両区商連互礼会・総会	100,000	110,000	110,000	市商連・中央・浪速区商連
他団体互礼会・総会懇親会	30,000	21,000	40,000	戎橋・河原・日本橋
地元関連寄付	30,000	25,000	30,000	八阪神社・河原連合
協賛金	170,000	56,000	156,000	
景品・贈答	80,000	66,000	60,000	開店祝花
慶弔費	30,000	56,500	30,000	

雑費	20,000	0	30,000	
予備費		0		
支出計	9,805,000	11,253,171	10,351,000	
次期繰越金	37,386,537	37,985,817	35,679,737	
定期預金	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
普通預金	17,200,457	17,816,481	15,629,737	
現金	50,000	33,256	50,000	
預け金	136,080	136,080	0	

残 高 証 明 書

令和 6 年 4 月 1 日作成

なんさん通り商店会 様

令和 6 年 3 月末現在における貴殿（社）ご名義の
下記勘定残高につき相違ないことを証明いたします。

(008-0101844) 1頁

合計金額 科 目	金 額	備 考
	¥37,816,481*	
普通預金	17816481	(他券 0)
定期預金	20000000	(他券 0)
全ての取引の残高を証明するものです。(住金支援機構・債務保証を除く)		
		以下余白

大 阪 信 用 金 庫
難 波 支 店
大阪市中央区難波2-2-3
御堂筋グランドビル1階1-2号



会 計 監 査 報 告

- ① 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）についての帳簿類の監査は、令和6年4月26日に請求書、領収書、預金通帳による出入金の確認及び小口現金出納帳の記載と領収書の確認を行いました。その結果、上記期間の収入ならびに出金が適正に処理されていることを確認いたしました。
- ② 令和6年3月31日現在における現金33,256円の残高を確認いたしました。

以 上

令和6年4月26日

会計監査 西口 政樹

同 入江 浩介

第3号議案 令和6年～7年度役員承認の件

平成27年5月に改正されました会則に基づき、令和4年6月に開かれました第72回総会において選出されました役員の任期が本日を持ちまして終了し、令和6年度・令和7年度役員を選出をお願いしなければなりません。既に3月8日以降、事前調査を行い3月26日に投票用紙を各会員様宛に配布し、4月8日迄の期限にて投票を締め切り同12日午後3時より会長・副会長・役員立会いの下、事務局にて開票を行いました。結果、令和6～7年度の役員9名が選出されました。その後4月26日、令和6年度第1回役員会にて引き続き木村会長を会長として仮選出いたしております。本日改めて皆様方のご承認をもって令和8年の総会迄の任期をお願いすることになります。選出されました役員の方は以下のとおりです。

(株)高島屋大阪店総務担当部長 藤原 弘道氏・難波土地(株) 代表取締役 木村 次郎氏
・南海電気鉄道(株) グレーターなんば創造部課長 入江 浩介氏・マルタンビル 代表取締役
丹野 修二氏・大和店飾(株) 代表取締役 中西 與志昭氏 ・ユキヤ 代表取締役
佐々木 太郎氏・(有)大秀 商店 代表取締役 木本 昌太朗氏・けむりや&フラワー 代
表 渋川 光宏氏・(株)川西厨房 代表取締役 川西 剛友氏

令和6年度・7年度なんさん通り商店会の役員候補9名の承認をお願いいたします。

第4号議案 令和6年度事業計画案

- ①引き続きなんさん通り商店街に直接的に大きな影響を及ぼすことが考えられる『なんば広場』の管理運営を行う為の法人設立準備委員会（なんば広場マネジメント法人設立準備委員会）に、積極的に参画・参加をしております。また本年度から来年度にかけて行なわれる社会実験を通して、なんば広場の利活用や環境維持を見極め将来にわたる収支構造の検証を行い、広場の永続的な発展に向けて基礎を固めてゆき、なんさん通りへの人々の回遊性をより推進してまいります。
(尚、法人の設立は、来年（令和7年4月）もしくは2年先（令和8年4月）の間の設立をめざしております。出資金が提示されましたらその時点で臨時総会を開き皆様の承認を頂いた後に払込をさせていただきます。)
- ②将来のなんさん通り商店街の方向性を議論し、しっかりと見据えて、永続的な発展やにぎわいを維持し、国際都市大阪の玄関口街路にふさわしい評価を得る為に、『東西通りの無電柱化と一方通行による歩道の拡幅を推進し安全で安心な街路と街づくりを推進してまいります。昨年は年度末に周辺町会・商店会そして東西通りの会員様ならびに地権者様等のステークスをお持ちの皆様の大筋での合意を得ることができましたので、本年は大阪市による事業化へ運動を進めてまいります。
- ③ 本年はさらになんば～日本橋筋～1～3年後の『なんば広場』からなんさん通りへのハード整備と共にソフト面での取り組みを強化してゆく為、商店会組織の充実を図る為、なんさん通り商店会運営についての議論を始めてまいります。

④ ミナミ全体あるいは近隣で行うイベント等で地域全体として効果の上がる下記のような取り組みについては引き続き協賛参画してまいります。

- | | | |
|-----|-------------|---------------|
| (ア) | ストリートフェスタ | 日本橋筋商店街振興組合 |
| (イ) | 宝恵籠行列 | 浪速区商店会連盟 |
| (ウ) | 大阪光の饗宴 光マッセ | 御堂筋イルミネーション |
| (エ) | ミナミー斉大掃除 | ミナミまち育てネットワーク |

⑤ 引き続き『かたづけ隊』『サイクルサポーター活動』等当商店会が実施している活動に加え、『歓楽街環境浄化推進協議会』『ミナミクリーンアップ合同キャンペーン』『ゆめまちロード OSAKA なんば』『日本橋安全まちづくり委員会』などなんば地区、ミナミ地区、あるいは日本橋地区と一体となった活動を強化し、お客様からも店舗からも安全で安心なショッピングを楽しめる、なおかつ清潔で美しい街づくりを目指してゆきます。

第5号議案 令和6年度予算案について

○資料についてはP 7収入の部、P 8、P 9の支出の部に予算案として記載しております。

以上

なんさん通り商店会会則

第 1 条 (名称)

『なんさん通り商店会』と称し、設置場所を大阪府中央区難波千日前 5-19 河原センタービル 2F とする。

第 2 条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り 将来を見据えた街作り (防犯・防災・交通・美化等の環境改善) を推進すると共に、商店会の活性化を図ることを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、第 2 条の目的を達成する為に次の活動、事業を行なうものとする。

- (イ) 会員相互の親睦を図る為の企画、実施
- (ロ) 商店街の環境改善に資する計画の研究、企画、実施
- (ハ) 商店会の資産の美化補修、リニューアル等の企画、実施
- (ニ) 活性化計画に関する近隣商店会や関係者間の協議、調整
- (ホ) その他活性化推進に必要な計画、実施

第 4 条 (会員)

本会の会員は「正会員」「特別会員」「賛助会員」とする。

正会員 中央区浪速区両区の難波より日本橋 3 丁目に至る道路 (以下本通りと言う) に面する地区に、店舗を営む事業主とする。地区とはなんさん通りに面した街区とする。

特別会員 本通りに面する地区で土地建物を正会員又は第三者に貸与しているもの。

賛助会員 本会の事業に賛同し協力する正会員・特別会員以外のもの。

第 5 条 (会員資格)

正会員・特別会員の入会については正会員・特別会員 2 名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会することができる。

賛助会員の入会については正会員・特別会員 1 名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会をすることができる。

但し正会員、特別会員は第 4 条に帰する条件から離脱せざるを得なくなった時は正会員・特別会員の資格が消滅するが本人の意思により賛助会員として会員資格を継続できるものとする。また下記第 9 条の会員規定条項に反する行為があった時は役員会にて審議を行い、退会勧告案を総会に提出し総会の過半数を持って退会決議を行ない会員資格を剥奪するものとする。

第 6 条 (会費)

(第 1 項) 会員は、以下に定めた会費を納入する義務を負う。

会費は毎年 4 月に当年度会費一年分を一括して先払いするものとする。

年度途中の入会については、年度末 (翌年 3 月) 迄の会費を月割にて一括して支払うこととする。尚、会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

正会員・特別会員の会費については下記表の通り定めるものとする。

正会員

種別	本通りに面する長さ・営業ビル・営業延床の大きさ	月額会費
A	本通りに面する長さが 20m 未満	¥10,000 以内
B	本通りに面する長さが 20m 以上・もしくは店舗、事務所の営業面積の延床が 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	¥15,000
C	店舗、事務所の営業面積の延床が 3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥30,000

D	店舗、事務所の営業面積の延床が 10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	¥50,000
E	店舗、事務所の営業面積の延床 (30,000 m ² 以上)	¥100,000 以上

特別会員

	所有する土地・ビルの延床面積	月額会費
F	土地面積が 1,000 m ² 未満又はビルの延床面積が 5,000 m ² 未満	¥5,000
G	土地面積が 1,000 m ² 以上又はビルの延床面積が 5,000 m ² 以上	¥10,000

※ A 会員の会費については会員の間口の長さや経営の規模等に応じ会長・副会長会にて決定する。

(第2項) 会員が既に納入した会費およびその他拠出金については原則返還しないものとする。

(第3項) 特定の事業、調査等、会の運営に必要な経費は役員会の承認を以て別途徴収することができる。

また、当会の運営上または特定の事業に必要な経費を一時負担金、または寄付金、行政等よりの補助金でまかなうことができる。

(第4項) 上記第6条1項の会費は役員会で審議の後、総会での議決を以て変更することができる。

(第5項) 賛助会員の会費は、役員会において決議する。

第7条 (会議及び役員構成と任務)

本会は「総会」・「役員会」・「会長・副会長会議」を置く

(第1項) 「総会」は正会員、特別会員で構成し、その議決権は一会員あたり一票とし、年一回定時総会を毎年5月に開催する。但し、必要に応じ役員会の要請により会長が臨時総会を召集することができる。

総会は2分の1以上の出席者(委任状を含む)を持って成立し、議決は出席者(委任状を含む)の過半数により決定するものとする。また、賛否同数の場合は議長の決するところとする。

(第2項) 本会での役員は以下の役員を置くものとする。尚、役員の任期は2ヵ年とし留任を妨げない。

会長 1名 会計 1名

副会長 4名以内 会計監査 2名

役員 9名以内 計 15名以内とする。

(第3項) 「役員会」は第2項の役員にて構成するものとし、役員1/2の出席を以て成立とし、会務の執行等については、役員過半数を以て役員会の議決とする。

但し、当7条6項の特別委員会を置いた時は、その副委員長が役員会に出席し役員としての議決権を有するものとする。

(第4項) 「会長・副会長会」は会長・副会長の出席を以て構成するものとし、日常の会務の執行のうち商店会の経費支出が20万円未満の商店会事業、活性化プラン、慶弔支出、及び第8条で定める役員の選任を行なう。

(第5項) 「会長」は本会を代表し、会務を統括すると共に両区・大阪市等の商店会連合会等の会議等に参加し、当商店会事業に取り込む必要があるものは適宜「会長・副会長会」または「役員会」を召集開催し商店会として取り組みを実施してゆく。また役員会、特別委員会等で上がって来た会員の要望・意見等も活発に審議し商店会の取り組みとして実施してゆく。

「副会長」は会長を補佐し、会長が業務都合、事故ある時、の不在時はその職務を代行する。

「会計」は会計事務を掌握し、金銭出納については会長又は副会長の承認を得る。また毎月残高について適宜会長に報告する。

「会計監査」は会計の監査を司る。

また、商店会会務等の分担については「会長」の指示により各役員または各会員がこれ

に

当たらなければならない。

(第6項) 会長は商店会事業を推進するにあたり会長補佐の為の特別委員会を設けることが出来る。

但し、特別委員会の長は会長が務め、副委員長・委員は役員会にて選任と任命を行なう。また特別委員会の企画・立案・調査・研究等は必ず役員会の承認をもって実施されるもの

とする。

第8条 (役員を選出)

(第1項) 「会長」の選出は、役員会において推薦された者を総会の承認を得て決定されるものとする。

役員の任期は、同一役務については原則2年とし再任を妨げない。

(第2項) 役員を選出は、正会員・特別会員の投票によって選出し、総会の承認を得て決定されるものとする。また別途、会長、副会長の合議の上、役員を指名することが出来る。投票方法及び役職者の選出については細則によって規定する。

また役員会では、上記の投票により選出された者が下記の要件を満たしているかを総会前に確認の上、候補者として総会に付議するものとする。

(イ) 反社会勢力との関わりがない者であること

(ロ) 会員資格2年以上であること

(ハ) 第9条の会員の遵守事項が守られていること

上記役員任期は原則2年とするが再任を妨げない。役職については副会長については会長が任命し、その他の役員については会長・副会長会により選任する。

(第3項) 相談役については会長経験者とし、会長職退任後に本人の意思を以て相談役に就任するものとし原則2年の任期とする。但し相談役としての役員議決権はなく定席は任意とする。顧問については役員会にて推薦され総会にて承認を得られた人を会長が任命するものとする。顧問についても役員議決権はなく定席は3席以内とし任期は原則2年とするが、再任を妨げない。

(第4項) 役員任期途中で退任については、会長退任時は次回定時総会迄、8条第1項によ

り

選出し会長代行として会長職を遂行する。

副会長・執行役員についてはそれぞれ半数以内であれば次回定時総会迄、欠員とする。

会計退任時は副会長の中から兼務者を役員会で決定し、会計監査については執行役員の中から兼務者を役員会で決定し次回定時総会迄の間、それぞれの役務を行うものとする。

(第5項) 役員は正会員・特別会員の資格を喪失した場合は、役員資格も喪失するものとする。

第9条 (会員の遵守条項)

(第1項) 商店会の各活動に積極的に参加・協力する事。

(第2項) 公序良俗に反する営業活動は一切おこなわず、コンプライアンス(法令遵守)の精神にて営業活動を行う事。

(第3項) 正当な事由がなく会費を一年以上滞納しない事。

(第4項) その他商店会会員の正当な営業活動を阻害するような行為や営業活動を行わない事。

第10条 (事務局)

(第1項) 本会の目的を円滑に推進するために、事務局を設置する。

(第2項) 事務局には、事務局長及び必要に応じ職員を置く。

(第3項) 事務局長及び職員は会長が任免する。

第11条（附則）

（第1項）本会則に定めのない事項については、会長・副会長会または役員会で審議検討し条項の

改正が必要な時は総会にはかり決定する。そうでない附則事項とされる場合は役員会で審議決定し総会で報告する。

（第2項）当会の会員、その配偶者、両親に対し下記の通り慶弔見舞金を贈る。また叙勲の場合は受勲本人に対し、下記の通り祝金を贈るものとする。

尚、法人についてはその代表者を会員本人とみなす。

（イ）弔慰金 会員本人、会員の配偶者・家族、会員の両親……10,000円

※弔慰金を贈る際には適宜、弔電を加える

（ロ）災害見舞金 会員本人の店舗が半壊、半焼以上の場合 ……10,000円

（ハ）入院見舞金 会員音韻が1か月以上入院加療の場合 ……10,000円

（ニ）叙勲祝金 会員が叙勲を受けた場合 ……30,000円

尚、その他に必要と認められる場合は会長・副会長会において協議決定する。

平成27年5月12日

臨時総会にて改正

役員選出について<細則>

1. 投票の方法

- 投票は正会員の一覧表の中から9名以内で○をつけて選び投票する。
- 投票用紙は無記名とするが投票用紙及び返信用封筒には番号を記載し管理する。
 - ・二重に投票することのないように
 - ・まだ投票していない方がわかるように
 - ・投票した内容のプライバシーを守る。
- 投票は封書による郵送・持参とする。

2. 選出の方法

- 多く○をつけられた順番に選出する。
- 旧役員により総会前の役員会において選出された役員が会則第8条第2項の要件を満たしているかを確認する。
- 辞退者が出た場合は順位9位以下のものに順次打診していく。
- 投票獲得数が同数により、9名を超える場合は11名まで選出するものとする。
- 11名を超える場合は、選出された者による互選とし11名を選出する。
- 役員選出数が5名未満となった場合は辞退者を除き再投票とします。
- 投票集計及び推薦者への打診は現役員が行う。

3. 会長の選出

- 選出された役員により役員会を開催し、会長を推薦し決定する。
- 会長、副会長、役員、会計、会計監査については選出された役員以外の会員からも推薦し指名することが出来る。
- 会長は4名以内で副会長を指名できる。ただし2名以上は選出された役員の中から選出するものとする。
- 会計1名 会計監査2名については、会長副会長の合議により選任する。選出された役員以外の指名が可能である。
- 会長副会長で合議の上、必要に応じて別途役員を2名まで指名することが出来る。
- 以上選出された役員は総計で9名～15名の範囲とする。

4. 役員会の開催

- 役員会の構成は会長・副会長・役員・会計・会計監査とし、これらの役職を行うものが役員会を構成する。